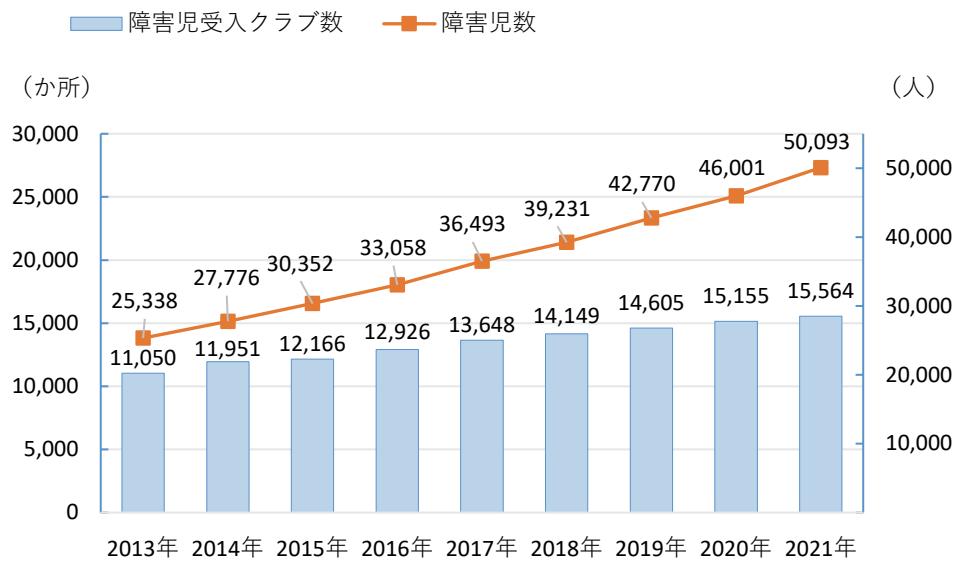


■ 図表3-5 放課後児童クラブにおける障害児の受入数の推移



注：各年5月1日時点（2020年のみ7月1日時点）

資料：厚生労働省

### (3) 療育体制の整備

#### ア 福祉施設における療育機能の強化

障害のある児童に対しては、できるだけ早期に必要な発達支援等を行うことによって、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要がある。このため、健康診査等により障害の早期発見を図るとともに、適切な療育を実施する体制の整備を図っている。

また、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）の公布に伴う「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）の一部改正等により、障害児支援については、身近な地域で支援を受けられるようにする等のため、従来の障害種別に分かれていた体系について、2012年4月から通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」として利用形態の別によりそれぞれ一元化し、障害児支援の強化を図っている。

さらに、学齢期における支援の充実を図るために「放課後等デイサービス」を、保育所等に通う障害のある児童に対して集団生活への適応を支援するために「保育所等訪問支援」を創設した。

また、在宅で生活する重症心身障害児（者）に対し、適切なリハビリテーションや療育を提供し、日中の活動の場を確保するため、「重症心身障害児（者）通園事業」を実施してきたが、「児童福祉法」の一部改正により、従来、予算事業で実施していた重症心身障害児（者）通園事業については、2012年度から法定化され、安定的な財源措置が講じられることとなった。

2016年5月に改正された「児童福祉法」により、障害児支援のニーズの多様性にきめ細かく対応して支援の拡充を図るため、重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」を創設した。加えて、保育所等の障害のある児童に発達支援を提供する「保育所等訪問支援」について、訪問先を乳児院及び児童養護施設にも拡大した。

■ 図表3-6 障害児通所支援・障害児入所支援の体系

支援		支援の内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行うもの
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援及び治療を行うもの
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行うもの
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある児童の居宅を訪問して発達支援を行うもの
	保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行うもの
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うもの
	医療型障害児入所施設	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うもの

資料：厚生労働省

また、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、2018年12月28日に取りまとめられた「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」に沿って、2019年10月以降、就学前の障害児について、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、障害児通所支援・障害児入所支援の利用料を無償化している。

#### イ 地域における療育体制の整備

地域で生活する障害のある児童の療育として、「児童福祉法」に基づく障害児通所支援事業所において発達支援等が行われている。

また、児童相談所等における相談支援等の施策により、障害のある児童とその家族への支援を行っている。

2015年4月には「放課後等デイサービスガイドライン」を、2017年7月には「児童発達支援ガイドライン」を発出し、それぞれの事業について、提供すべき支援の内容や運営に関する基本事項を示すことにより、支援の質の向上を図っている。

さらに2018年度からは、外部の看護職員が事業所を訪問し、障害のある児童に対して長時間の支援を行った場合等について新たに報酬上評価するなど、医療的ケア児に対する支援を拡充している。

また、難聴を早期に発見し適切な支援を行うことで、難聴児の言語発達を促すことが可能であることから、保健、医療、福祉、教育が連携し早期支援や早期療育を行う必要性が指摘され

ている。このため、2019年3月に厚生労働省、文部科学省の両省は「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」に基づき、都道府県における新生児聴覚検査の体制整備の拡充や聴覚障害児支援のための中核機能の強化に取り組んでいる。

具体的には、厚生労働省では「新生児聴覚検査体制整備事業」や「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」を、文部科学省では「保健、医療、福祉と連携した聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業」を実施している。

また、都道府県において難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を作成するに当たり、指針となるものとして、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を作成するため、2021年3月に検討会を立ち上げた。同方針は新生児聴覚検査体制の整備、地域における支援（協議会の設置等）、家族等に対する支援（情報提供等）、学校等関係機関における取組等を内容としており、当事者・関係者等からのヒアリングやパブリックコメントを経て、2022年2月に公表した。同方針を通じて、難聴児支援のための地域の保健、医療、福祉、教育の連携体制の確保を図っている。

2020年度には、2021年度から2023年度末までを計画期間とする「第2期障害児福祉計画」において、各都道府県が、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保することや、各都道府県、各圏域及び各市町村が、医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける「医療的ケア児等コーディネーター」を配置すること等を目標とするよう、同計画の基本指針を策定した。

2021年度からは、児童発達支援等について、支援の質を向上させる観点から、専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員等）を加配して行う支援を評価する加算や、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児や虐待等の要保護・要支援児童を受入れて支援することを評価する加算を創設した。

2021年9月には、議員立法により、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めた「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年法律第81号）が施行された。

厚生労働省では、「医療的ケア児等総合支援事業」により各都道府県における医療的ケア児支援センターの設置の推進等を図っている。

これらにより、障害のある児童が、できるだけ身近な場所で適切な療育を受けられる体制の整備を図っている。